

世羅町告示第 196 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、告示する。

令和 4 年 11 月 17 日

世羅町長 奥田 正和

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 世羅ショッピングセンター・ホームプラザナフコ世羅店

所在地 世羅郡世羅町大字寺町 1547 番 1、1536 番 1 外

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	住所	代表者氏名
マックスバリュ 西日本株式会社	広島県広島市南区段原南 1 丁目 3 番 52 号	代表取締役 平尾 健一
株式会社ナフコ	福岡県北九州市小倉北区 魚町 2 丁目 6 番 10 号	代表取締役 石田 卓巳
株式会社ツルハグル ープドラッグ&ファ ーマシー西日本	広島県広島市西区井口明神 1 丁目 1 番 10 号	代表取締役 村上 正一
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号	代表取締役 矢野 靖二
株式会社アージュ	広島市西区商工センター 二丁目 15 番 1 号 (株)アスティビル 5 F	代表取締役 田村 秀樹

(変更後)

名称	住所	代表者氏名	変更の 年月日	変更の理由
マックスバリュ 西日本株式会社	広島県広島市南区段原南 1 丁目 3 番 52 号	代表取締役 平尾 健一	変更なし	
株式会社ナフコ	福岡県北九州市小倉北区 魚町 2 丁目 6 番 10 号	代表取締役 石田 卓巳	変更なし	

株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本	広島県広島市西区井口明神 1丁目1番10号	代表取締役 村上 正一	変更なし	
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東 1丁目4番14号	代表取締役 矢野 靖二	変更なし	
株式会社アージュ	広島市西区商工センター 2丁目15番1号 (株)アスティビル5F	代表取締役 田村 秀樹	変更なし	
コムパス株式会社	岡山市北区下中野 1222番7	代表取締役 植野 伸	令和元年 10月9日	前回届出時 記載漏れ
			平成19年 8月21日	入店

※変更箇所は太枠で表示

3 変更の年月日

上記2に記載のとおり

4 変更する理由

上記2に記載のとおり

5 届出年月日

令和4年11月7日

6 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

① 縦覧場所

世羅郡世羅町役場商工観光課（世羅郡世羅町大字西上原123番地1）

② 縦覧期間

令和4年11月17日から令和5年3月16日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

③ 縦覧のできる時間帯

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

7 意見書の提出

法第8条2項に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、町に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

① 提出期限

令和5年3月16日

② 提出先

世羅町役場商工観光課